



## 売上の減少した事業者に「応援資金」を支給します

2回目の支給です。令和2年度の1回目の支給を受けた方も申請できます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和3年1月または2月のいずれか1か月の売上高が前年同月または前々年同月と比べて30%以上減少した事業者の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える応援資金を支給します。

### 対象者

枕崎市に事業所を有している中小企業者等(個人事業者含む)  
※商工業に限らず、農林漁業など全ての業種が対象(一部対象外あり)

ただし、次に該当する場合を除く。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」
- 政治団体、宗教上の組織もしくは団体

### 支給要件

#### 次のいずれにも該当すること

- ① 令和3年1月1日時点において枕崎市内で事業を営んでおり、今後も引き続き本市内で事業を継続する意思があること。  
※個人事業者については、事業を営むことで主に生計を維持していること。
- ② 令和3年1月または2月のいずれか1か月の売上高が、前年同月または前々年同月と比べて30%以上減少していること。  
※創業して間もない事業者及びフリーランスについては、別途要件を定めています。詳しくは、市ホームページに掲載している申請要領をご確認いただくか、お問い合わせください。

### 支給額

1事業者あたり **一律15万円**  
※業種によって上乗せして支給します。(詳細は裏面をご確認ください)

◎15万円/飲食サービス業、カラオケボックス業、運転代行業、タクシー業、旅行業、貸切バス業、レンタカー業 ◎客室数により15万円~45万円/宿泊業

### 申請方法

必要書類(裏面参照)を枕崎市水産商工課に提出してください

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、原則、郵送で受け付けます。

○郵送先  
〒898-8501 枕崎市千代田町27番地  
枕崎市水産商工課  
事業者応援資金担当 宛て

申請受付期間 令和3年4月5日(月) ~ 令和3年5月31日(月)